

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民自らが、「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、日頃より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には、自らの身の安全を守るように行動することが重要である。

市は、住民及び各組織等を対象に風水害や地震等の災害に関する知識と防災対応について、普及・啓発を行う。その際には、普及する内容によって最も効果のある時期を選んで行うとともに、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

1 市職員に対する防災教育

市職員として、行政を進めるうえで積極的に災害対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどについて研修会等を通じて教育を行うとともに、全職員向けにマニュアルやパンフレット等を作成し、日頃よりの周知徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ① 講習会、研修会等の実施及び参加
- ② 現地調査等による危険区域の把握
- ③ 防災活動に関する啓発物の配布

(2) 教育の内容

- ① 災害に関する基礎知識
- ② 市防災計画及び市が実施する災害対策
- ③ 災害発生時に市職員がとるべき行動（職員の動員体制と任務分担、情報伝達体制）
- ④ 災害対策の課題その他必要事項

2 住民に対する防災知識の普及

市は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識、防災対応等について啓発する。特に、平常時の心得に関する事項（家具の転倒防止や建築物の耐震化等の地震対策、食料・飲料水の備蓄、非常持出品の準備、災害危険箇所・区域の確認、避難方法・避難場所・家族間の連絡方法の確認等）や災害発生時の心得に関する事項（様々な条件下においてとるべき行動、避難場所での行動等）については、県等で作成されるパンフレット等及び報道機関等の媒体も積極的に活用し、広く普及を図る。

また、住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ等を作成し、住民等に配布する。

第1編—第2章 予防計画

(1) 普及・啓発の方法

- ① ラジオ、テレビ又は新聞、広報「うんぜん」、インターネット等
- ② 広報車の巡回及び映画、スライド等
- ③ その他講習会、専門家の派遣等

(2) 普及・啓発の内容

- ① 防災気象知識及び危険物に関する知識
- ② 災害予防措置
 - ア 火災予防の心得
 - イ 台風襲来時の家屋の保全方法
 - ウ 雨期への備え
 - エ 地震・津波の心得
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ 船舶等の避難措置
 - キ その他
- ③ 災害応急措置
 - ア 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等
 - イ 災害時の心得
 - (ア) 災害情報の聴取及び聴取方法
 - (イ) 停電時の照明
 - (ウ) 非常食料、見回り品等の整備及び貴重品の始末
 - (エ) 屋根、雨戸等の補強
 - (オ) 排水溝の整備
 - (カ) 避難に関わる用語の意味と内容
 - (キ) 避難の方法、場所、時期の周知方法
 - (ク) 火気の始末

3 教職員の研修及び児童生徒に対する防災教育

(1) 教職員の研修

県及び市教育委員会は、教職員に対し、防災教育の研修会等を行い、指導力の向上を図る。特に、災害時の教職員による避難誘導の重要性を踏まえ、防災知識や学校周辺地域における災害に対する危険性の認識を高め、臨機応変に適切な対応ができる判断力・指導力の向上を図る。

(2) 児童生徒に対する教育

教職員は、児童生徒に対し、特別活動、総合的な学習の時間等教育活動全体を通じて、災害や防災の基礎的な知識、災害発生時の対処方法等の指導を行う。その際には、小学校・中学校と発育段階に応じた指導に留意する。

また、日常の教育活動を通じて、児童生徒のボランティア活動への参加を促

進し、災害時のボランティア精神の醸成を図る。

4 災害教訓の伝承

- (1) 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を残すべき記録として広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第2節 防災訓練計画

防災訓練は、各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等実践的かつ総合的な訓練を実施することにより、有事即応の態勢を確立することを目的とする

市は、県が実施する総合防災訓練等に積極的に参加するとともに、県、他の市町村、防災関係機関と共同又は単独で、防災訓練を年一回以上実施する。

また、自主防災組織等や住民を中心とした地域単位の防災訓練については、繰り返し、日常的に実施していく。

1 防災訓練の実施

- (1) 総合防災訓練

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関及び地域住民等の参加のもと、個別の訓練項目を組み合わせた総合防災訓練を実施する。実施の際には、自主防災組織、ボランティア組織、住民の参加を広く呼びかけるものとする。

- (2) 図上訓練

災害対策関係各機関の指揮者が、災害の実態に即して、的確な判断のもとに指揮命令を迅速に伝達するため、図上訓練を実施する。

第1編—第2章 予防計画

(3) 避難救助訓練

消防本部、警察等の防災関係機関と連携し、避難勧告等の発令、避難所の開設、避難誘導等を円滑に行うため、住民参加のもとで避難救助訓練を実施する。

(4) 水防訓練

観測、通報、動員、輸送、広報、樋門等の開閉操作、避難等の事項について、消防本部及び消防団等と連携し、水防訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、水防作業は、暴風雨下にしかも夜間に行うような場合が多いことに留意する。

(5) 消防訓練

消防団による消防活動の円滑な遂行を図るため、非常招集、消火、避難等の事項について、消防本部と連携して消防訓練を実施し、消防技術の錬磨及び習熟に努める。

2 防災訓練後の評価

市は、防災訓練終了後、参加機関とともに、実施した防災訓練が実践的かつ効果的に運用され、有事即応の体制が確立されたかについて詳細な検討を行う。

検討結果については、その内容を十分に踏まえ、不足な点、また改善点について次の防災訓練において反映させるよう留意するとともに、必要に応じて市防災計画の見直し等を図る。

第3節 消防団の育成・強化

消防団は、常備消防とともに地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかし、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となっている。

市は、地域社会の防災体制の推進のため、消防団の育成・強化を図る。

(1) 消防団員の能力活用

消防団の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を推進し、ひいては消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(2) 消防団への加入促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所への協力要請及び女性消防団員の加入促進等により消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

資料編—7 「雲仙市消防団の設置等に関する条例」

資料編—8 「雲仙市消防団の組織等に関する条例」

資料編—9 「雲仙市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」

第4節 民間防災組織との協力

災害時における被害の認定、食料、飲料水等生活必需物資の配給、罹災者の安否確認、遺体の搜索収容、身元確認、避難立退きの受入れ、非常炊き出し、応急復旧作業等の災害応急活動は、市、県等の行政機関だけではなく、民生委員等の民間協力機構や農協、漁協、赤十字奉仕団、PTA、婦人団体、青年団体等公共的団体の協力によりはじめて成果が期待できるものである。

このため、これら機構及び団体の防災協力機構としての性格、住民感情、地理的環境等を十分考慮のうえ、具体的な役割を付与し、もって災害応急活動が効率的に処理できるよう協力体制の確立に努める。

第5節 自主防災活動（自主防災組織の整備）

1 自主防災組織の役割

大規模な災害が発生した場合、公的機関が行う防災活動は、交通網の寸断や同時多発火災等により十分対応できない可能性があるため、個人の力で災害に備えるとともに、地域での助け合いによる地域の防災力が重要となる。

地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」ためには、地域において住民が広く自主防災組織をつくり、平常時の活動の中から災害発生の際の有効適切な活動が行われるようにしておくことが有効であることから、市は、自主防災組織の組織化に積極的に取り組むとともに、自主防災組織は、市及びその他の防災関係機関と協力して防災活動を行う。

(1) 自主防災組織の組織づくり

地域住民を対象とする自主防災組織については、住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待でき、住民の日常生活圏域として一体性を有する規模の地域で組織する。

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、具体的には、次のような方法により組織づくりを行う。

市は、既存の組織が自主防災組織の役割の一部を担う場合、自主防災組織に準ずるものとして、情報提供、アドバイスその他の支援を行う。

① 自治会等の自主組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- ③ 婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

(2) 自主防災組織の編成

自主防災組織を編成するうえでは、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、各構成員の任務分担を定めるものとする。

自主防災組織の編成については、地域の実情に応じたものとするが、責任者となる会長のほか、概ね次のような対策班を編成することが考えられる。

- ① 情報班
- ② 消火班
- ③ 避難誘導班
- ④ 救出救護班
- ⑤ 給食・給水班

2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、平常時、災害時において地域の実情に応じた効果的な防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時から実施する事項

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
- ③ 家庭内の防災に関する話し合い
- ④ 地域における避難場所、避難路の確認
- ⑤ 石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の実施
- ⑥ 家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止
- ⑦ 家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策
- ⑧ 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
- ⑨ 最寄りの医療救護施設の確認
- ⑩ 地域の要配慮者及び避難支援の方法の確認

(2) 災害発生時に実施する事項

- ① 災害情報の正確な把握
- ② 飲料水、食料、燃料その他非常持出品の準備
- ③ 火災予防措置及び初期消火の実施
- ④ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- ⑤ 初期の救出救助

- ⑥ 適切な避難
- ⑦ 自力による生活手段の確保
- ⑧ 地域の避難所の開設・運営の支援

(3) 防災訓練の実施

市は、自主防災組織が防災訓練を行うに当たり、他の地域の自主防災組織又は地域内の団体等との有機的な連携を図るとともに、自主防災組織が市又は県の実施する防災訓練等にも積極的に参加するように努める。

訓練に際しては、避難行動要支援者についてなど地域における様々な条件にきめ細かく配慮した訓練内容とし、主に次の項目について、訓練を実施する。

- ① 情報の収集・伝達訓練
- ② 出火防止及び初期消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出救護訓練
- ⑤ 炊き出し訓練

(4) 地域内の他組織との連携

自主防災組織は、地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にして活動するよう努める。

3 自主防災組織への指導・助成

市は、自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国、県の補助事業、助成制度等を有効に活用する。

また、自主防災に関する認識を深めるために県が定期的実施する研修会への参加促進を図るなど、自主防災組織の育成強化を推進する。

(1) 自主防災組織の組織化促進

市は、県の設定する自主防災組織の組織化目標値に対し、組織化における年次計画を策定し、各地域における組織化に積極的に取り組む。

(2) 自主防災組織研修会

市は、県が定期的開催する自主防災組織研修会について、自主防災組織のリーダー及び市職員等の参加を促進する。

また、住民一人ひとりが正しい防災知識を持つように、主に次の事項について、自主防災組織向けの研修会等を実施し、平常時及び災害発生時の活動、任務等の確認を促進する。

- ① 風水害、地震等災害に関する基礎的な知識
- ② 災害危険箇所の把握

- ③ 情報の収集・伝達体制
- ④ 出火防止及び初期消火対策
- ⑤ 救出救護対策
- ⑥ 避難誘導対策
- ⑦ 避難行動要支援者対策

(3) 防災資機材の定期点検の促進

市は、自主防災組織が地域において効果的な防災活動を行うため、自主防災組織による防災活動用の資機材の定期的な整備及び点検を促進する。

資料編—18 「保有機材一覧」

(4) 自主防災組織の活動拠点の整備促進

市は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する、自主防災活動の拠点となる施設の整備促進を図る。

(5) 地域防災リーダーの育成

市は、平常時には地域の意見をまとめて災害予防対策を推進し、災害発生時には災害応急対策等にリーダーとして活動できる人材の育成に取り組む。

- ① 地域振興、防災、社会教育等の関係部局が連携して、自治会、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー養成講座等への参加を促進し、防災に精通した人材を育成する。
- ② 地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が、地域防災リーダーの育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討、実施する。
- ③ 地域防災リーダーが、地域や団体内だけで活動するのではなく、地域防災リーダー同士で相互に情報を共有し連携して活動できるよう支援する。

4 事業所等の自主防災活動

(1) 事業所の自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織をつくり、地域の自主防災組織と連携をとって、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所における自主防災活動は、各事業所の実情に応じて、概ね次のものについて行うものとする。

- ① 防災訓練
- ② 従業員等の防災教育
- ③ 情報の収集・伝達体制の確立
- ④ 火災その他災害予防対策
- ⑤ 避難対策の確立

- ⑥ 応急救護等
- ⑦ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

(2) 来訪者・観光客等に対する支援

地理不案内な来訪者、観光客等が多く利用する事業所等では、加えて、来訪者、観光客等の避難誘導方法の確立と従業者等の教育を行うものとする。

また、市、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所は、連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等、被災観光客に対する支援を円滑かつ迅速に行える仕組みについて検討するものとする。

(3) 事業継続計画（BCP）の作成

災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、企業（事業所）は事業継続計画（BCP）の作成に努め、市及び県は、アドバイスその他の支援を行う。

(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。

第6節 防災業務施設の整備計画

1 災害対策本部の空間・機能等の整備

市は、災害対策本部等主要な行政施設が災害時にその機能を発揮できるように、災害に対する安全性を点検し、必要な対策を講ずる。

また、必要な人員の収容及び応援の人員の受入れを考慮して、災害対策本部の空間の確保、非常用電源設備、通信施設の整備、資機材の配備を行い、本部設置の決定後直ちに使用できる状態にしておく。

2 通信施設の整備

(1) 有線通信施設

- ① 専用電話を利用した施設の整備を図る。
- ② 一斉送信が可能なFAX網の拡大を図る。

(2) 無線通信施設

市は、防災行政無線の通信施設等の設置を推進し、災害発生時にこれらの施設が機能しないことがないように、平常時から機能の向上と維持管理に努めるとともに、その取扱いについて習熟するよう教育訓練を行うものとする。

① 防災行政無線の整備

市は、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。

また、停電により、これらの施設が使用できなくなることも想定して、通信設備用の非常電源の確認も併せて行う。

(3) 通信手段の確保

市は、各地域の状況を踏まえ、活用できる情報通信手段を確認するとともに、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話等の機器の充実に努める。

3 水防用施設の整備等

市は、水防倉庫その他の資材備蓄場を設け、重要水防区域の延長等、実情に応じ資器材を準備しておく。

また、資材確保のため、水防区域近在の資材業者を登録しておくとともに、常に備蓄している資材量の把握に努め、緊急時の補給に備える。器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておく。

4 消防用施設の整備

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、地域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努め、災害発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、防火水槽、可搬式動力ポンプ等を整備する。

第7節 災害時の緊急物資調達計画

1 基本方針

市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる物資について、あらかじめ関係各部署において協議して備蓄又は調達体制を整備しておく。

大規模かつ広域にわたる災害の場合は、緊急物資の調達が困難になる事態が想定されることから、流通備蓄と現物備蓄の特性を踏まえ、適切な配分により備蓄を行う。山間部等交通遮断のおそれのある地域では、現物備蓄に重点を置いて、緊急物資を確保する。

2 緊急物資の備蓄拠点等の整備

- (1) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなど、体制の整備を図る。
- (2) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定し、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。
- (3) 物資の備蓄倉庫については、リスクの分散や災害時の迅速な対応のため、避難所に予定されている施設等に分散配置するなど、計画的な整備を図る。備蓄倉庫は、耐震・耐火性の高いものとし、津波浸水のおそれのある地域においては、津波浸水によりその機能を損なうことがないよう適切な措置を講ずる。
備蓄倉庫には単一物品のみを収納するのではなく、米、釜、燃料、水、毛布等、その倉庫だけで当面の生活確保が行えるような物品を収納するように留意する。
- (4) 被災直後に支給する救援物資については、輸送拠点等で最低限必要な物資をセット化するなど、避難所等での迅速・円滑な支給に努める。

3 緊急物資の備蓄体制の整備

- (1) 市は、飲料水、食料、生活物資、防災資機材等の緊急物資について、あらかじめ備蓄品目と備蓄量を定めて、備蓄を行う。その際には、県の「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」を参考とする。
- (2) 市は、保有する物資の備蓄状況を常に把握しておくとともに、県及び他市町との間で、平素から備蓄状況について情報交換を行い、効果的な運用方法を検討しておく。

資料編—17 「防災用備蓄品一覧」

第8節 自然災害予防計画

1 防災林の育成等に関する治山事業等

市は、山林の土砂崩壊、土砂流出の防備等の災害防止と水源かん養、水資源確保のための治山事業については、国及び県に対して、事業促進を要請する。

また、水源かん養、防災及び環境保全など多様な公益的機能を高めるため、人工造林の拡大の推進を図る。

資料編—28 「災害危険区域一覧」

資料編—31 「山地災害危険地区」

2 急傾斜地等対策

地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流等については、国、県事業の導入等により、防災施設の整備を図る。

また、大規模盛土造成地等については、県の実施する調査に協力するとともに、その情報を市民に公開する。

3 土砂災害警戒区域対策

(1) 土砂災害警戒区域の指定

県は、基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するため、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

市は、県による土砂災害警戒区域の指定があった場合、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の規定に基づき、市防災計画において、当該区域ごとに、次の事項について定める。

- ① 土砂災害発生時の情報収集・伝達に関する事項
- ② 土砂災害警戒情報等の発令及び伝達に関する事項
- ③ 避難場所及び避難経路に関する事項
- ④ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- ⑤ その他土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で、土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設がある場合には、その名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

また、土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、土砂災害に関する情報の伝

達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講ずる。

(2) 土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について、以下の措置を講ずる。

- ① 一定の開発行為の制限（開発行為に関する許可）
 - ② 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の構造規制
 - ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物に対する移転等の勧告
 - ④ 勧告による建築物の移転等に必要な資金の確保
- 市は、県知事が移転等を勧告した場合、当該区域の居住者に対し、県と協力して移転等の措置を要請する。

(3) 土砂災害警戒区域内における避難確保のための措置

- ① 市地域防災計画に定める事項

市は、県による土砂災害警戒区域の指定があった場合、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の規定に基づき、市防災計画において、当該区域ごとに、次の事項について定める。

 - ア 土砂災害発生時の情報収集・伝達に関する事項
 - イ 土砂災害警戒情報等の発令及び伝達に関する事項
 - ウ 避難場所及び避難経路に関する事項
 - エ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - オ その他土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- ② 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対する周知

土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で、土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設がある場合には、市地域防災計画にその名称及び所在地について定める。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。また、土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑

な警戒避難が行われるために必要な事項について、地域防災計画に定めるとともに、住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講ずる。

③ 要配慮者利用施設における管理者等の責務

ア 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

資料編—32 「要配慮者利用施設（土砂災害）」

ウ 要配慮者利用施設の所有者又管理者は、土砂災害防止法で規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

④ 避難確保計画に含ませる事項

ア 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項

イ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項

ウ 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

エ 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

オ 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(4) 住民に対する周知

土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民への周知を図るため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講ずる。

4 水害予防対策

(1) 河川、水路の整備等

河川、水路の整備事業等により、排水能力は向上してきているが、自然環境的に十分なものとはいえない状態のため、市は、関係機関と連携して、引き続き河川、水路の整備を推進する。

(2) 海岸施設の整備等

市、県又は国は、それぞれの管理区分に基づき、海岸及び堤防の改修を行う。また、市は、樋門、水門の点検及び故障箇所の補修等を実施する。

(3) ため池の整備

市は、国が平成30年7月の豪雨災害を受けて防災重点ため池の選定要件を変更したことに伴い、19カ所を新たに追加し、現在32カ所を防災重点ため池として指定している。

また、防災重点ため池をはじめその他の既存のため池についても引き続き、ため池施設等の実態を把握し、災害時にも不備がない状態を維持できるように整備を図る。

また、耕作者及び耕作地の減少に伴い、ため池の維持管理等が不良となる近年の傾向を踏まえ、関係者への指導徹底を図る。

(4) 浸水想定区域

① 浸水想定区域の指定

ア 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。

イ 雨水出水浸水想定区域の指定

県及び市町村は、水位情報周知公共下水道等排水施設等について、雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定する。

ウ 高潮浸水想定区域の指定

県は、水位情報周知海岸について、高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として、それぞれ指定する。

② 円滑かつ迅速な避難の確保等

市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域の指定があった場合には、水防法（昭和24年法律第193号）第8条の規定に基づき、市防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

なお、浸水想定区域内に要配慮者利用施設がある場合には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、これらの施設の名称及び所在地を記載するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

また、市は、市防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

③ 浸水想定区域内における避難確保のための措置

ア 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対する周知

浸水想定区域内に要配慮者利用施設がある場合には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、これらの施設の名称及び所在地を市地域防災計画に記載するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

イ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における管理者等の責務

(ア) 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

上記において地域防災計画にその名称及び所在地を定められた浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者が洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練（避難の確保を図るための訓練）その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成しなければならない。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

資料編—32 「要配慮者利用施設（浸水災害）」

(ウ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

(エ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。当該事項を変更したと

きも同様とする。

④ 避難確保計画に含ませる事項

- ア 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- イ 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- ウ 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- エ 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- オ 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関し、次に掲げる事項
 - (ア) 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - (イ) 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - (ウ) その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- カ 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

⑤ 住民に対する周知

市は、市地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

第9節 火災予防計画

火災の発生を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、概ね次に掲げる事項について実施する。

なお、市は、県央地域広域市町村圏組合及び島原地域広域市町村圏組合で常備消防業務を共同処理しており、各種の指導等については、主に各組合の消防本部が行うが、非常備消防との連携を含め、市及び各組合は、互いに協力して実施する。

1 火災予防運動

毎年春、秋の2回、火災予防運動を実施し、一般住民に対する火災予防思想の普及に努めるとともに、火災の早期発見、早期通報を啓発する。その際には、必要に応じ随時広報紙、広報車、報道等を用いる。

2 予防査察の強化

消防法（昭和23年法律第186号）第4条の規定に基づき、防火対象物の所有者等に対し、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、市内の防火対象物の現況を把握するとともに、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

3 防火管理者制度の運用

学校、病院、工場等の消防法第8条に規定する防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を定め、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等の防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理能力の向上を図る。

4 消防力の強化

消防力の充実強化を図るため、次の事項を実施する。

- ① 消防水利の定期点検及び整備促進
- ② 消防用機械器具の維持管理及び充実
- ③ 消防関係者に対する消防技術の育成指導
- ④ 民間防火組織の育成促進
- ⑤ 消防用通路の確保促進
- ⑥ 通信施設の整備促進

5 危険物の規制

消防法の規制を受ける危険物施設の所有者及び管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。

6 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められたときに、長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達される。

- (1) 通報区分
概ね市町を単位とする「二次細分区域」単位で通報する。
- (2) 通報基準
長崎地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。
なお、「強風注意報」の発表が予想され、火災通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水(降雪を含む。)が予想される場合は、火災通報気象に該当しない。
- (3) 通報内容及び時刻
毎日5時(日本時間、以下同様)、翌日9時までの気象情報の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。
また、直前の通報内容と異なる状況となった場合は、その旨を随時通報する。

7 林野火災の予防

林野火災の予防警報、消火等の施設を整備し、林野火災消防体制の確立を図るとともに、特に次に掲げる事項を指導啓発し、林野火災を未然に防止するよう努める。

- ① 火入れについての届出の励行
- ② 火災警報発令中の火入れの禁止及び異常乾燥注意報又は強風注意報が発令されているとき等の火入れの使用制限
- ③ 火入れ実施中において気象状況が急変した場合の応急措置
- ④ 入山者及び通行人の森林内における火の取扱方法

第10節 危険物等災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、有害物質等は、その貯蔵又は取扱いの不備が直ちに災害発生の原因となり得るため、これらを取り扱う施設の関係者は、自主的な保安対策を講ずる必要がある。

市は、危険物等災害の発生と被害の拡大を防止するため、次に掲げる事項を施設の管理者に指導し、災害の予防に努める。

- ① 施設ごとに防災計画を作成すること。
- ② 施設ごとに従業員による自衛消防隊を編成し、訓練すること。
- ③ 平常時から消防機関と連携を密にし、報告連絡体制を整備すること。
- ④ 火災、爆発等に備え、住民の避難場所、避難路等を確保すること。
- ⑤ 危険建物、ブロック塀の倒壊の危険度を確認する。
- ⑥ その他必要な措置をとること。

第11節 都市災害予防計画

1 都市の防災構造化の推進

市は、災害に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備に配慮しつつ、次に掲げる施策の推進に努める。

- (1) 都市計画基礎調査により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりの方針の都市計画への位置付けを図る。
- (2) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するとともに、災害発生時においても機能するよう十分な幅員を確保する。
- (3) 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点としての機能の確保に努める。
- (4) 避難場所、避難路等防災上重要となる地域における建築物の不燃化を図るものとする。

2 避難場所等の整備

市は、災害発生時の住民の生命及び身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校等公共的施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性及び想定される災害に応じ、必要な数、規模の避難場所について、その管理者の同意を得たうえで、あらかじめ避難場所として指定を行う。

また、公共施設だけでは想定される避難者を収容しきれない場合には、宿泊施設、保養所等の民間施設を避難所として利用できるように、あらかじめ施設の管理者の同意を得ておくように努める。

- (1) 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となり得る幹線道路、河川、鉄道等の公共施設に十分に配慮しつつ避難する地域の範囲を設定し、公園等の避難場所の体系的かつ計画的な配置、整備に努める。

- (2) 避難場所及びその周辺の安全性を点検し、必要な整備に努める。
また、避難の長期化に対応して居室・就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保や大量の避難者の受入れを想定しておく。
- (3) 都市公園については、避難場所、避難路、延焼遮断縁地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を図る。
- (4) 学校施設、その他の公共施設については、天井等非構造部材を含む耐震化を図るとともに、地域の防災拠点として必要な機能整備を図る。特に、学校施設については、避難所としての利用を想定した施設整備に努める。
- (5) 補助や介護を要し、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れることができる設備や体制を整えた避難所を迅速に設置できるよう、あらかじめその体制を整備しておく。
- (6) 避難場所の割り当ては、自治会規模を単位として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、可能な限り住民がこれらを横断して避難することを避ける。
- (7) 各避難所には貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器、発電機及び燃料等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (8) 避難場所又はその付近において、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄に努める。
- (9) 指定された避難場所及び避難所の周知を図るため、その旨を記した標識を設置するよう努める。
- (10) 避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

3 避難路の整備等

- (1) 避難路の指定
市は、被災者が避難場所に安全・円滑に到達できるよう、次の事項を基本に

第1編—第2章 予防計画

避難路を指定する。

- ① 徒歩での避難を原則とする。
- ② 同一避難場所への道路は最小限度とする。
- ③ 避難路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。
- ④ 避難路沿いには、高圧ガス施設等の危険物施設がないようにする。

(2) 避難路の整備

市は、被災者が避難場所に安全・円滑に到達できるよう、次の事項に留意して避難路を整備する。

- ① 主要な避難路沿道の建築物の耐震化を促進する。
- ② 避難誘導のための標識を設置する。
- ③ 津波浸水のおそれのある地域では、安全・迅速に避難できるよう、避難路に階段、手すり、夜間照明等を設置するよう努める。

(3) 要配慮者の避難誘導體制の整備

市は、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

- ① 地域の避難行動要支援者を把握し、避難支援の役割分担を関係者間で明確にする。
- ② 要配慮者の避難手段、避難経路、避難場所又は避難所を確認する。
- ③ 自動車による避難が必要な場合は、避難経路を確認し、通行の可能性や問題点等を検討しておく。

4 不特定多数の者が利用する施設の管理者に対する措置

(1) 管理者の措置

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画及び訓練とするように努める。

(2) 管理者に対する要請

警察及び消防機関は、不特定多数の者の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等の事前対策促進を要請する。

5 公共下水道等の排水施設等の災害予防対策

市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなかった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、

指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県は、県の指定する雨水出水浸水想定区域について、市に通知する。

第12節 建築物災害予防計画

1 特殊建築物の災害予防対策

(1) 特殊建築物の範囲

学校（専修学校及び各種学校を含む。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物

(2) 特殊建築物の予防対策

- ① 特殊建築物について、建築基準法第12条に基づき指定された建築物を把握し、保安状況の定期調査報告の指導に努めるなど、安全な維持管理を図る。
- ② 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置及び消防計画の策定等を促進し、併せて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。

2 教育施設の災害予防対策

(1) 老朽危険校舎の改築の促進

- ① 老朽危険校舎の改築を促進するとともに、木造、鉄骨造の場合の火気使用箇所における不燃材の使用に特に留意する。
- ② 早急に改築困難な施設は、必要に応じて応急補強工事の施工促進を図る。

(2) 学校防災対策

市は、次に掲げる学校防災対策を実施する

- ① 学校を新設する場合は、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、がけ崩れ等の自然的環境を考慮し、災害発生時の避難通路の確保等災害防止の諸問題について十分検討のうえ、位置を決定する。
- ② 学校施設の建築（改築、改造を含む。）に当たっては、防災施設の設置に万全を期するとともに緊急避難設備の整備を図る。
- ③ 火災防止対策については、関係機関との連携を密にして、その予防及び初期消火に必要な消防水利の確保と、火災報知設備、消火器、バケツ等資器材の整備促進を図る。
- ④ 浸水の危険のある学校については、関係機関と協議して堤防のかさ上げ補強等の工事の促進を図るとともに、避難通路の整備を図る。

3 文化財の災害予防対策

市は、次に掲げる文化財の災害予防対策を実施する。

(1) 予防施設、設備の整備

- ① 文化財保管設備及び耐火耐震の文化財収蔵庫又は保管庫等の設置促進を図る。
- ② 消火器、防災水槽、その他の消火設備の整備促進を図る。
- ③ 火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等その他の防護設備の整備促進を図る。

(2) 予防対策指導

① 管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等の確立と、地域住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。特に消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。

② 火気使用の制限等

文化財所有者・管理者等に対して、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を推進し、改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を図る。

③ 搬出方法の指導

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するため、所有者、地域住民及び消防関係者に、取扱方法及び搬出方法等の指導を実施する。

④ 文化財の保全診断の定期的実施の推進を図る。

⑤ 文化財建造物の耐震診断の実施促進を図る。

⑥ 文化財防火デー

毎年1月26日の文化財防火デーを活用し、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図る。

4 宅地の災害予防対策

- (1) 宅地造成による、がけ崩れや土砂流出等、災害発生の可能性がある場合、県と協力し、都市計画法（昭和43年法律第100号）の開発許可制度及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）等に基づき、その許可の技術基準審査において必要な指導等を行い、災害の未然防止を図る。

- (2) 被災後の宅地の調査・判定を行う判定士（被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士）養成のため、県が実施する講習会に参加させる。

第13節 ライフライン等施設の災害予防計画

ライフライン等施設の被害を最小限にとどめるため、市及びライフライン事業者は、ライフライン等施設について、平常時から施設の耐震化、応援体制の確立等、非常態勢の整備を図る。

1 水道施設

(1) 施設の耐震性の強化

市は、水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）に基づき、日本水道協会が定める指針等によって、耐震性能を有した施設の設計及び施工を行う。

(2) 広域応援体制の整備

市は、近隣自治体との協定に基づく要請・応援等を行える体制を整備する。

2 下水道施設

(1) 施設の耐震性の強化

市は、下水道施設の施工等に際しては、十分な耐震性を有するよう努める。

(2) 非常態勢の整備

市は、大規模な災害が発生した際に、円滑に対応できるよう、あらかじめ非常態勢を整備しておく。

3 ガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

4 電力施設

九州電力送配電株式会社は、平常時から電力施設の設計、建設及び保守の面において、災害予防対策に万全を期し、災害による被害を最小限にとどめるとともに非常災害対応体制を整備して、応急復旧活動に努める。

5 電話施設

西日本電信電話株式会社は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に予防措置を講ずる。

第14節 道路災害予防計画

道路及び橋梁は単に人、物の輸送を分担する交通機関のみならず、災害時には、避難、救援、消防活動などのための緊急輸送路として重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど多様な機能を有している。

このため、幹線道路や災害時の避難路となる生活道路等については、適切な維持管理に努める。

1 道路の現況

本市の道路網は、一般国道（57号、251号、389号）と主要地方道（小浜北有馬線、愛野島原線）、県道、市道及び農道等で構成されている。

2 道路の整備

(1) 幹線道路の整備促進

市は、広域幹線道路として重要な役割を担っている国道、県道については、歩道及び幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路整備の促進を国、県に要請する。

(2) 生活道路の整備

市は、幹線道路の整備や市街地の開発等に合わせて、生活道路の整備を図る。既存の道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、適切な維持管理に努める。

3 橋梁の整備

市は、雲仙市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、修繕等を推進し、計画的な橋梁の維持管理を行う。

第15節 緊急輸送活動体制の整備

1 緊急輸送ネットワークの整備

市は、災害発生時の緊急輸送活動のため、多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）について把握するとともに、代替ルート（海上ルート等も含む）の整備、指定の推進を図る。

2 緊急輸送道路の指定等

市は、県が指定する緊急輸送道路を踏まえ、地域防災拠点等に集められた物資を市内の防災拠点等に輸送するための緊急輸送道路の設定を図り、災害時の人員物資の輸送に支障のない体制の整備に努める。

また、災害時の緊急輸送道路の確保について、平常時から関係機関との連携体制を整備しておく。

3 緊急物資の輸送拠点の確保

市は、緊急物資の輸送拠点や防災拠点の確保に努める。

また、受入拠点における物資情報管理、仕分け、分配、輸送等の運営に、災害応援協定の締結により、専門知識やノウハウを有する民間の物流事業者を活用することを検討する。

4 その他の輸送施設の整備等

市は、災害時における陸上交通路の寸断を考慮し、港湾施設、漁港施設、ヘリポート等の海上輸送、航空輸送を実施するために必要な施設の整備に努める。

また、関係機関と連携し、鉄道による人員、緊急物資、復旧用資材等の緊急輸送体制の整備を図る。

第16節 医療・保健に係る災害予防対策

1 災害時医療体制の整備

(1) 地域の医師会との連携

市は、災害時における医療の確保のため、地域の医師会との協定の締結等により、連携の強化を図る。

(2) 災害拠点病院との連携

市は、県が指定する次の災害拠点病院と連携し、災害医療体制の強化を図る。

区分	二次医療圏名	病院名
基幹災害医療センター		独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
		長崎大学病院
地域災害医療センター	県南	長崎県島原病院

資料編—22 「救急告示病院一覧」

2 医薬品等の安定供給の確保

(1) 災害時情報網の整備

市は、医療機関、医薬品等関係団体、医師会、薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

(2) 災害時における医薬品等の搬送体制の確保

市は、災害時における医薬品等の搬送のための手段の確保に努める。

- (3) 医薬品等の円滑な供給
市は、緊急用医薬品等の確保に努める。

3 防疫に係る防災体制の整備

市は、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

第17節 生活福祉に係る災害予防計画

1 防災体制の整備

市は、避難所及び応急仮設住宅の管理運営から災害を契機に新たに要配慮者となる者に対する保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては、膨大な業務量进行处理することとなるため、次の事項に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。

- ① 災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行う。
- ② 要配慮者へ適切に対応するため、福祉事務所等の相談機関や保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備する。
- ③ 必要に応じ、災害時における福祉行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立する。

2 保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保

- (1) 市は、災害に対する保健福祉サービスの安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する次の事項に関し、必要に応じ、指導、助言その他の支援を行う。
 - ① 保健福祉事業者は、国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保する。
 - ② 保健福祉事業者は、社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うとともに、職員に対し、施設・設備や必要となる資機材等の点検、入所者の避難方法等の検討、災害時の新たな入居者の受入れへの対応、関係機関との連絡等について教育を行う。
 - ③ 保健福祉事業者は、社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施する。
 - ④ 保健福祉事業者は、発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努める。
 - ⑤ 保健福祉事業者は、市、県及びその他市町と連携し、災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資器材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を策定する。

- (2) 市は、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報機、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

3 地域における要配慮者対策の強化

市は、災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる要配慮者について、特に避難行動要支援者に対する平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設等の防災対策の充実を図る。

(1) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

市は、平常時から避難行動要支援者の状況の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について、避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する防災関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

また、避難行動要支援者やその家族が、災害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図るとともに、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会（自主防災組織）その他の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の個別計画の策定に努める。

なお、市では、「雲仙市災害時要援護者避難支援計画」を避難行動要支援者の全体計画とし、同計画に基づく「要支援者台帳」を避難行動要支援者名簿に位置付けるものとする。

① 避難支援等関係者となる者

- ア 民生委員・児童委員
- イ 雲仙市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）
- ウ 雲仙警察署
- エ 小浜消防署、島原消防署北分署
- オ 自治会（自主防災組織）
- カ 消防団
- キ 雲仙市地域包括支援センター

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

- ア ひとり暮らしの高齢者（70歳以上）
- イ 高齢者（70歳以上）のみの世帯に暮らす者
- ウ 身体障がいのある者（身体障害者手帳1・2級）
- エ 知的障がいのある者（療育手帳A1、A2）
- オ 精神障がいのある者（精神障害者保健福祉手帳1・2級）
- カ 介護保険の要介護認定結果が3、4、5の者
- キ 難病及び小児慢性特定疾病の者
- ク 自らの命を主体的に守るため、市に対し自ら名簿への掲載を求める者

③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿に記載する個人情報は、基本法第49条の10第2項に基づき、次のとおりとする。

なお、個人情報の入手方法は、手上げ方式及び同意方式によるほか、同条第3項及び第4項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、市の関係部局で把握している情報を集約し、又は県知事その他の者に対して、提供を求める。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

④ 名簿の更新に関する事項

市は、必要に応じ、避難行動要支援者名簿の情報を、住民基本台帳等の市が保有するデータと島原地域広域市町村圏組合介護保険課からのデータに基づき更新するとともに、定期的に実態調査を行い、避難行動要支援者の同意を得て、必要な情報を避難支援等関係者に提供するものとする。

⑤ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、避難行動要支援者情報の管理や避難支援等関係者への提供に当たって、雲仙市個人情報保護条例（平成17年雲仙市条例第10号）を遵守して適切に行うとともに、避難支援等関係者に対しては、情報提供の際に誓約書や協定書などを取り交わし、避難行動要支援者情報の漏えい防止のため適切な

管理を求めることとする。

⑥ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難勧告、避難指示（緊急）を発令することができるが、避難勧告に先立ち、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合、避難に時間を要する避難行動要支援者は、避難を開始する。

市は、災害発生時、緊急かつ着実な指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者のため、多様な情報伝達の手段を確保する。

⑦ 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

ア 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。

イ 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

ウ 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと併せて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

⑧ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

⑨ 避難行動支援に係る共助力の向上

市は、地域の特性を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関、民間団体等が連携し、避難支援体制整備のための協議や研修、避難訓練等をとおして、平常時から顔の見える関係づくりを行い、地域全体での支援体制づくりを推進する。

(2) 社会福祉施設等における安全確保

市及び社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所における要配慮者への安全確保対策を推進する。市は、施設の管理者が実施する安全確保対策に関し、必要に応じ、指導、助言その他の支援を行う。

- ① 施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。
- ② 施設の管理者は、非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄を推進する。
- ③ 施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿とりパッド、タオル）等の備蓄を推進する。
- ④ 施設の管理者は、あらかじめ誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等について定め、職員及び入所者に周知を図る。

(3) 観光客・旅行者等の安全確保

市は、防災関係機関及び観光施設等の管理者と協力し、地理不案内な観光客、旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

- ① 避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。
- ② 旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導體制等宿泊客の安全確保に努める。
- ③ 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

(4) 外国人の安全確保

市は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

- ① 外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。
- ② 外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備を図る。

4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

(1) 市は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育において、積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。

(2) 市は、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成27年3月）」を活用し、災害時におけるボランティア活動のため、ボランティアの登録、コー

ディネータの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に努める。

- (3) 市社協は、災害ボランティアの中核拠点となる支援組織である長崎県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う次のような支援に協力する。
- ① 災害時ボランティアの窓口となるセクション（ボランティアセンター）の設置
 - ② 災害ボランティアに関する受付やコーディネート
 - ③ 情報の収集・提供
 - ④ ボランティア活動に必要な資機材の調達
 - ⑤ 行政機関との連絡調整等

第18節 相互応援体制の確立

1 他市町村との相互応援体制の整備

市は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防に関して相互に応援するため、消防本部と連携して長崎県広域消防相互応援協定に基づく相互応援を実施する。

また、基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、市町相互間の災害応援協定を推進する。

さらに、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町との間の相互応援協定を締結し、県外の市町村からの応援要員の受入れのための連絡窓口の設置、活動拠点等の確保を速やかに行えるよう、あらかじめ調整をしておく。

なお、相互応援体制の整備は、主に次に掲げる事項について実施する。

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料、飲料水及び生活必需品等の提供
- ③ 避難・収容施設及び住宅の提供
- ④ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤ 医療支援
- ⑥ その他災害応急措置の応援のため必要な事項

資料編—27 「災害時の応援等協定書」

2 防災関係機関との協力体制

市は、市内で災害が発生した場合において、応援を求める内容をあらかじめ防災関係機関と確認しておく。

3 受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を策定し、受援先の指定、

受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

第19節 業務継続計画

1 業務継続性の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

2 業務継続計画に定めるべき事項

市は、業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な次の6要素について、あらかじめ定めておくものとする。

- ① 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気、水、食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理